

基本手当について

（効果的・効率的な再就職支援の在り方）

失業保険制度の主な考え方

	内容	考え方
主な適用要件	原則、以下の要件を満たす雇用者 ○ 1 週間の所定労働時間が20時間以上であること ○ 31日以上雇用見込みがあること	○ 雇用保険は、自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度であり、その趣旨にかんがみ、保護の対象とする労働者を一定の者に限っている。 ○ 一般に保険とは、同種類の偶発的な事故による危険にさらされている人々がこの危険の分散を図るために危険集団を構成するものであるが、雇用保険制度においては、この同種類の危険にさらされている人々として、週の法定労働時間が40時間であること等を考慮し、20時間を適用の下限としている。（週所定労働時間が20時間未満の場合、労働時間がフルタイムの半分にも満たないため適用除外）
主な受給資格要件	① 離職日前 2 年間に於いて、通算12か月以上の被保険者期間がある （倒産・解雇等による離職の場合、離職日前 1 年間に於いて、通算 6 か月以上の被保険者期間がある） ② 公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行っている ③ 労働の意思及び能力があるにも関わらず、失業状態にある	○ 被保険者期間については、 ① 安易な離職や循環的な給付の防止や、 ② 保険財政の給付と負担のバランスへの影響を考慮して設定 ○ 雇用保険制度が本来想定する失業は労働者の非任意的な失業であり、単に職に就いていないという事実だけでなく、労働の意思と能力を有することを要件としている。求職のため公共職業安定所に求職の申込みを行った者は労働の意思があると推定される。
給付水準	○ 給付率：離職前賃金（離職日前 6 か月間の給与をもとに算定）の50～80% （低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%。） ○ 給付日額：下限2,061円 上限6,760～8,265円 ○ 給付日数：年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決定。	○ 給付率は、低所得者に対しては十分な保護を図るとともに、高所得者に対しては再就職意欲を阻害することのないように設定。 ○ 賃金日額は、賃金が高額であった労働者の再就職意欲を減退させないように上限が設定され、低所得者には失業中の生活を保障するため、最低賃金との逆転が生じないように考慮しつつ下限が設定されている。 ○ 給付日数は、基本手当が再就職までの間の生活の安定を図るために支給されるものであることにかんがみ再就職の難易度に応じて設定。
財政運営	○ 労使保険料：労働者の賃金総額の8／1,000（原則）を労使折半 ○ 国庫負担：給付費の 1／4 または 1／40、別途、一般会計からの繰入が可能	○ 労働者が保険料を負担しているのは、労働者の責めに帰すべき理由、労働者の自己都合等による失業についても失業給付の支給対象としているため。 ○ 雇用保険の保険事故である失業等については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担。

雇用保険制度

制度の概要

【目的】

- 雇用保険制度は、労働者が失業した場合に、その生活の安定と早期再就職の促進のために、給付を行うもの

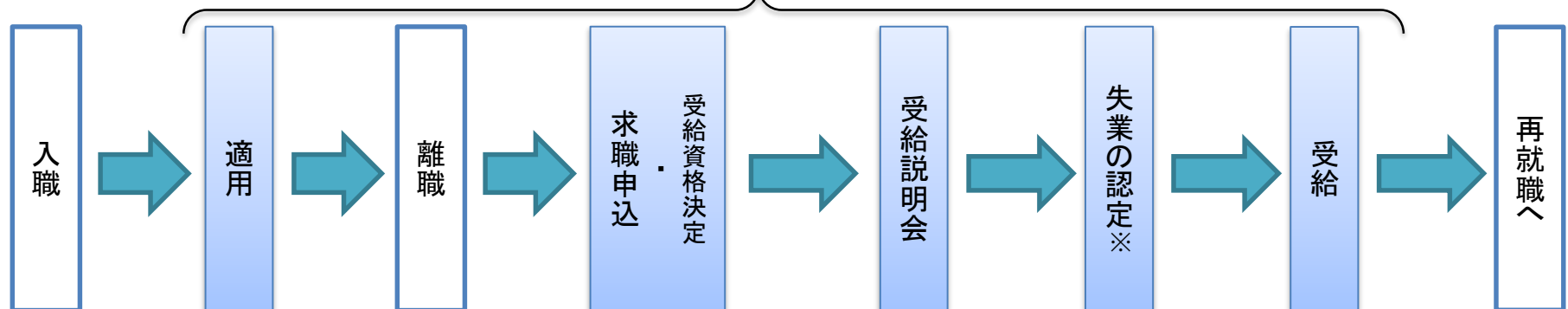
【特徴】

- 雇用保険の保険事故である失業の発生は、個々の企業や労働者の行動だけでなく、我が国経済社会全体の動きからの影響を大きく受ける。このため、国が全国ネットワークによる強制加入の社会保険制度として実施し、保険集団を大きくしてリスクの分散を図ることにより、事業を安定的に運営している。
- 保険事故たる失業状態の判断においては、「労働の意思」という、外形的把握が困難な要件について判定する必要があり、ハローワークでの職業紹介と一体的に運営することにより、支給決定の際に実際の求職活動実績を直接確認することを通じて適正な支給を確保している。

※ 先進主要国においても、日本と同様に、雇用保険と職業紹介を一体的に実施。また、実施主体についても、連邦国家であるドイツも含め、全国組織で実施。

＜求職者給付の適用・給付手続の流れ＞

すべてハローワークが実施



※職業紹介と一体的に運営

公共職業安定所（ハローワーク）の役割

○ハローワークは、憲法に定められた勤労権の保障のため、障害者や生活保護受給者の方など民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者や人手不足の中小零細企業を中心に無償で支援を行う雇用のセーフティネットの中心的役割を担うもの。

（令和元年度実績）新規求職者数462.1万件、新規求人数993.0万件、就職件数134.7万件、雇用保険受給資格決定件数134.7万件

○ハローワークは、職業紹介、雇用保険、雇用対策（企業指導・支援）の3業務を一体的に実施（※1）することで、増加している就職困難者の方などへの就職支援（※2）を効果的に実施。

（※1）OECDの雇用戦略でも、職業紹介・雇用保険（失業給付）・雇用対策の3機能は統合されるべきと勧告（1994年・2006年）

（※2）障害者の方に対する関係機関と連携したチーム支援による職業紹介と障害者雇用率達成指導を一体とする支援など

○ハローワーク（544所）の全国ネットワークによる支援（※3）のほか、雇用対策協定（213自治体）に基づく自治体とのワンストップ窓口（340カ所）等により、地域密着型の就職支援を実施。

（※3）東京の本社から一括で求人受理し、全国のハローワークで職業紹介を実施したり、UIターン希望者への職業紹介を実施

（注）いずれも令和3年4月1日時点の数値

組織上の位置づけ

厚生労働省

都道府県労働局

労働基準部

雇用環境・均等部（室）

職業安定部

労働基準監督署

公共職業安定所
（ハローワーク）

主な業務

失業認定に当たっては、保険者たる国が直接職業紹介を実施し、再就職の意思を厳格に認定することが必要。

職業紹介

- ✓ 職業紹介・職業相談
- ✓ 求人開拓
- ✓ 職業訓練の受講あっせん

就職（人材確保）のためには、企業指導・雇用管理改善支援と一体となった職業紹介や、関係機関と連携したチーム支援が効果的。

雇用保険・求職者支援

- ✓ 失業認定、失業給付の支給
- ✓ 職業訓練受講給付金の支給 等

雇用対策 （企業指導・支援）

- ✓ 障害者雇用率達成指導
- ✓ 高齢者雇用確保措置導入指導
- ✓ 雇用管理改善支援 等

雇用保険（基本手当）の手続きの流れ

1 離職票の交付

- 労働者の離職後、事業主が「喪失届」をハローワークに提出
- ハローワークにおいて、「喪失届」提出時に併せて事業主から証明された離職時賃金額や離職理由を審査の上（※1）、雇用保険の受給手続きに必要な「離職票」を離職者に交付

※1 雇用保険は、離職時賃金額の5～8割を支給

また、離職理由が倒産、解雇等の場合には給付日数が手厚くなる一方、正当な理由のない自己都合・重責解雇による場合には給付制限がある。

2 求職申込みの受理と受給資格決定

- ハローワーク（職業相談部門）において、離職者からの求職申込みを受理するとともに職業相談
- 引き続き、ハローワーク（雇用保険部門）において、「離職票」を受理して雇用保険の受給資格決定
- 受給資格決定は、①②を審査して行う。
 - ① 一定の被保険者期間（原則12か月間）があること
 - ② 「失業」の状態にあること（※2）
- 受給資格決定の際、離職者が離職票に記載された離職理由に異議がある場合、ハローワークで再度調査を行う。
 - ※2 就職したいという意思と就職できる能力（健康状態・家庭環境など）がある状態
ハローワーク（職業相談部門）での職業相談状況なども踏まえて判断

3 失業の認定（4週間に1回）

- ハローワーク（雇用保険部門）において、4週間に1回、離職者が「失業」状態にあったことを認定して、雇用保険を支給
- **失業の認定時に求職活動が低調な者**（※3）に対しては、就職意欲を喚起するとともに**ハローワークの職業相談部門に誘導**する。
 - ※3 失業の認定に当たっては、原則2回以上の応募、職業相談などの求職活動実績が必要

4 就職（支給終了）

関連法令等①

雇用保険法(昭和49年法律第116号)

(就職への努力)

第10条の2 求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

(失業の認定)

第15条 基本手当は、受給資格を有する者・・・が失業している日・・・について支給する。

2 前項の失業していることについての認定・・・を受けようとする受給資格者は、離職後、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して4週間に1回ずつ直前の28日の各日について行うものとする。・・・

4 (略)

5 失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行つたことを確認して行うものとする。

雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)

(失業の認定の方法等)

第28条の2 管轄公共職業安定所の長は、失業の認定に当たっては、・・・失業認定申告書に記載された求職活動の内容を確認するものとする。

2 (略)

3 管轄公共職業安定所の長は、第1項の確認の際に、受給資格者に対し、職業紹介又は職業指導を行うものとする。

雇用保険業務取扱要領

51202（2）労働の意思

労働の意思とは、就職しようとする積極的な意思をいう。

すなわち、安定所に出頭して求職の申込みを行うのはもちろんのこと、受給資格者自らも積極的に求職活動を行っている場合に労働の意思ありとするものである。

51203（3）労働の能力

労働の能力とは、労働（雇用労働）に従事し、その対価を得て自己の生活に資し得る精神的・肉体的及び環境上の能力をいうのであり、受給資格者の労働能力は、安定所において本人の体力、知力、技能、経歴、生活環境等を総合してその有無を判断するものである。

51204（4）職業に就くことができない状態

職業に就くことができない状態とは、安定所が受給資格者の求職の申込みに応じて最大の努力をしたが就職させることができず、また、本人の努力によっても就職できない状態をいうのである。この場合、安定所は、その者の職歴、技能、希望等を配慮した上で、職業紹介を行う。

51254（4）労働の意思及び能力があるかどうかの確認

ロ 求職活動実績に基づく失業の認定 ※平成14年9月に新設

（イ）失業の認定の対象となる求職活動実績の基準

a 求職活動の回数

（a）基本手当に係る失業の認定日において、原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間（法第32条の給付制限の対象となっている期間を含む。以下「認定対象期間」という。）に、求職活動を行った実績（以下「求職活動実績」という。）が原則2回以上あることを確認できた場合に、当該認定対象期間に属する、他に不認定となる事由がある日以外の各日について失業の認定を行う。

（略）

（ロ）求職活動の範囲

求職活動実績として認められる求職活動は、就職しようとする積極的な意思を具体的かつ客観的に確認し得る活動であることを要し、受給資格者と再就職の援助者との間に、次のような就職の可能性を高める相互の働きかけがある活動及び求人への応募等がこれに該当するものである。

このため、単なる、職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動実績には該当しない。

a 安定所…、許可・届出のある民間需給調整機関…が行う職業相談、職業紹介等が該当するほか、公的機関等…が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等を含める。…

b 求人への応募には、実際に面接を受けた場合だけではなく、応募書類の郵送、筆記試験の受験等も含まれる。

ただし、書類選考、筆記試験、採用面接等が一の求人に係る一連の選考過程である場合には、そのいずれまでを受けたかにかかわらず、一の応募として取り扱う。

雇用保険業務取扱要領(続き)

ハ 労働の意思又は能力があるかどうかの確認については慎重に取り扱うべきもの

(イ) 略

(ロ) 求職条件として短時間就労を希望する者

雇用保険の被保険者となり得る求職条件（略）を希望する者に限り労働の意思を有する者と推定される。

(ハ) 内職、自営及び任意的な就労等の非雇用労働へ就くことのみを希望している者

労働の意思を有する者として扱うことはできない。

ただし、求職活動と並行して創業の準備・検討を行う場合にあっては、その者が自営の準備に専念するものではなく、安定所の職業紹介に応じられる場合には、労働の意思を有する者と扱うことが可能であるので慎重に取り扱うこと。（略）

(ニ) 職業指導を行ったにもかかわらず、特別の理由がないのに安定所が不相当と認める職業又は不当と認める労働条件その他の求職条件の希望を固執する者

この者は、一応労働の意思がないものと推定される。

（以下略）

51255（５）就職した日又は自己の労働による収入があったかどうかの確認

失業の認定を受けるべき期間中において受給資格者が就職した日があるときは、就職した日についての失業の認定は行わない。

また、その期間中に自己の労働によって収入を得た場合には、その収入の額に応じて基本手当等の支給額を減額する場合がある。

就職とは雇用関係に入るものはもちろん、請負、委任により常時労務を提供する地位にある場合、自営業を開始した場合等であって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても被保険者となる場合を含む。）をいい、現実の収入の有無を問わない。

自己の労働による収入とは就職には該当しない短時間の就労等（「以下「短時間就労」という。）による収入であり、原則として1日の労働時間が4時間未満のもの（被保険者となる場合を除く。）をいう（雇用関係の有無は問わない）。

なお、1日の労働時間が4時間未満であっても、それに専念するため安定所の職業紹介にすぐには応じられないなど、他に求職活動を行わない場合は、当然に、労働の意思及び能力がないものとして取り扱う。

効果的な支援を行うための給付面の仕組み

(基本手当、再就職手当、延長給付)

求職者給付（基本手当）

＜特定受給資格者・特定理由離職者・一般受給資格者の比較＞

類型	概要	受給に必要な被保険者期間	所定給付日数	給付制限期間
特定受給資格者	倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者	1年以内に6か月	90日～330日 (一般よりも手厚い)	なし
特定理由離職者 (特定受給資格者に該当する者を除く)	期間の定めのある労働契約が、更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者	1年以内に6か月	90日～330日 (一般よりも手厚い) ※令和7年3月31日までの暫定措置	なし
	その他やむを得ない理由により離職した者		90日～150日 (一般と同じ)	
一般受給資格者	上記以外の者	2年以内に12か月	90日～150日	2か月 ※5年以内に2回を超える場合は3か月 ※災害時は1か月に短縮

※1 就職困難者（障害者等）については、上表にかかわらず所定給付日数は150日～360日（その他の要件は、上表の各類型による）

※2 令和2年5月1日から厚生労働大臣が定める日までの間、①本人の職場で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したこと、②本人または同居の親族が基礎疾患を有すること、③妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、新型コロナウイルス感染症の感染予防等の観点からやむを得ず離職した場合には特定受給資格者と扱われる

基本手当に係る主な制度変遷

	平成12年改正以前	平成12年改正 (平成13年4月施行)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成21年改正 (同年4月施行)	平成23年改正 (同年8月施行)	平成29年改正 (同年4月施行)
法定賃金 日額 ※ () 内は 短時間労働 被保険者	・ 下限 : 3,960円 (2,970) ・ 上限 : 13,560～ 18,080円	・ 下限 : 4,290 円 (2,150) ・ 上限 : 14,720～ 19,620円	・ 下限 : 2,140円 ・ 上限 : 13,160～ 16,080円	同 左	・ 下限 : 2,320円 ・ 上限 : 12,870～ 15,730円	・ 下限 : 2,460円 (※1) ・ 上限 : 13,370～ 15,590円
所定給付 日数	90～300日	特定受給資格者 : 90～330日 特定受給資格者以外 : 90～180日	特定受給資格者 : 90～330日 特定受給資格者以外 : 90～150日	特定受給資格者 : (特定理由離職者も同様) 90～330日 特定受給資格者以外 : 90～150日	同 左	同 左 (※2)
給付率 ※ () 内は 60歳以上	60 (50) ～80%	同 左	50 (45) ～80%	同 左	同 左	同 左

受給資格 要件	(～平成元年) ・ 離職日以前1年のうち に6月の被保険者期間	(平成元年～) ・ 離職日以前1年(※1)のうち に6月(※2)の被保険者期間 (※1) 離職日以前1年の間に短時間労働被 保険者であった期間がある場合、当該期間 を加算 (※2) 短時間労働被保険者であった期間に ついては、1/2月としてカウント	(平成19年～) ・ 離職日以前2年のうちに12月の被保 険者期間 (特定受給資格者については、離職日 以前1年のうちに6月の被保険者期 間)	(平成21年～) ・ 離職日以前2年のうちに12月の被保険 者期間 (特定受給資格者及び特定理由離職者に ついては、離職日以前1年のうちに6 月の被保険者期間)
--------------------	---------------------------------------	---	--	---

- ※1 毎年8月に改定する賃金日額について、下限額が最低賃金を基礎として算出された賃金日額を下回る場合には、当該最低賃金日額を下限額とする。
- ※2 特定受給資格者（暫定措置による特定理由離職者含む）のうち30歳～45歳未満かつ被保険者期間1年以上5年未満の者の所定給付日数を拡充。
(90日→120日or150日)

注) 特定理由離職者の給付日数延長措置については、平成21年改正で措置され、平成24年改正で2年間、平成26年改正で3年間、平成29年改正で5年間（有期労働契約が更新されなかったことによる離職者に限る。）、令和4年改正で3年間延長されている。

基本手当の受給資格決定件数の推移

【年度別】

(単位：人、%)

	受給資格決定件数	
		前年度比
平成23年度	1,931,711	1.6
平成24年度	1,831,443	△5.2
平成25年度	1,665,847	△9.0
平成26年度	1,564,722	△6.1
平成27年度	1,491,060	△4.7
平成28年度	1,407,765	△5.6
平成29年度	1,345,481	△4.4
平成30年度	1,336,476	△0.7
令和元年度	1,347,004	0.8
令和2年度	1,513,612	12.4
令和3年度	1,321,662	△12.7

(注)各年度の数値は年度合計値である。

【月別】

(単位：人、%)

	受給資格決定件数	
		前年比
令和2年4月	177,266	4.2
5月	172,311	15.7
6月	158,435	46.8
7月	134,321	16.0
8月	114,358	15.1
9月	114,360	11.4
10月	132,673	10.9
11月	99,332	5.1
12月	84,696	7.7
令和3年1月	108,233	1.2
2月	101,282	5.4
3月	116,345	9.2
4月	174,070	△1.8
5月	137,009	△20.5
6月	115,151	△27.3
7月	102,043	△24.0
8月	100,038	△12.5
9月	104,327	△8.8
10月	114,060	△14.0
11月	95,781	△3.6
12月	79,136	△6.6
令和4年1月	101,592	△6.1
2月	92,393	△8.8
3月	106,062	△8.8

(注)令和3年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

基本手当の受給者実人員の推移

【年度別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年度比
平成23年度	624,953	△4.4
平成24年度	576,277	△7.8
平成25年度	526,858	△8.6
平成26年度	467,052	△ 11.4
平成27年度	435,563	△6.7
平成28年度	400,746	△8.0
平成29年度	378,344	△5.6
平成30年度	374,762	△0.9
令和元年度	387,224	3.3
令和2年度	475,700	22.8
令和3年度	434,296	△8.7

(注)各年度の数値は年度間月平均値である。

【月別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年比
令和2年	4月	351,201 1.0
	5月	399,244 3.0
	6月	486,374 25.8
	7月	533,173 27.6
	8月	554,559 33.2
	9月	556,126 35.8
	10月	535,676 32.2
	11月	491,268 27.4
	12月	469,858 21.7
令和3年	1月	448,514 16.9
	2月	436,891 22.0
	3月	445,510 23.1
	4月	434,243 23.6
	5月	432,845 8.4
	6月	477,573 △ 1.8
	7月	485,281 △ 9.0
	8月	490,102 △ 11.6
	9月	467,208 △ 16.0
	10月	438,582 △ 18.1
	11月	426,570 △ 13.2
	12月	408,782 △ 13.0
令和4年	1月	396,398 △ 11.6
	2月	376,271 △ 13.9
	3月	377,701 △ 15.2

(注)令和3年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

基本手当の主要指標の推移

	初回受給者数（人）	平均受給日数	平均受給日額	総支給額（千円）
H 2 1 年度	2,073,468	125.9日	4,920円	1,283,925,680
H 2 2 年度	1,648,311	120.2日	4,835円	957,667,542
H 2 3 年度	1,643,403	114.7日	4,783円	901,669,522
H 2 4 年度	1,545,961	111.0日	4,851円	832,629,496
H 2 5 年度	1,388,035	113.3日	4,819円	757,497,591
H 2 6 年度	1,284,466	108.2日	4,772円	663,156,671
H 2 7 年度	1,215,502	107.3日	4,782円	623,982,111
H 2 8 年度	1,126,920	106.0日	4,767円	569,229,932
H 2 9 年度	1,066,849	105.4日	4,819円	541,817,021
H 3 0 年度	1,055,349	105.6日	4,913円	547,355,722
R 元年度	1,087,668	106.4日	5,010円	579,569,057
R 2 年度	1,305,180	110.6日	5,108円	737,268,744
R 3 年度	1,134,302	116.4日	5,071円	692,471,042

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)総支給額は業務統計値である。

＜給付日数の特例＞

(イ) 訓練延長給付【法24】

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する場合に、訓練終了までの間、その者の所定給付日数を超えて、基本手当が支給される。

(ロ) 個別延長給付【法24の2】

難病患者、発達障害者等又は災害により離職した場合等に、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間（最大120日）延長される。

(ハ) 広域延長給付【法25】

厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定する受給資格者について、所定給付日数を90日超えて、基本手当が支給される。

(ニ) 全国延長給付【法27】

失業の状況が全国的に著しく悪化し、一定の基準（基本受給率4%超）を満たす場合に、全ての受給資格者について所定給付日数を90日超えて基本手当が支給される。

(ホ) 地域延長給付【法附則5】

倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間延長される。（令和7年3月31日までの暫定措置）

個別延長給付(特例延長給付)の支給状況

【年度別】

(単位：人、%)

	初回受給者数	
		前年度比
平成23年度	317,170	△ 12.3
平成24年度	222,030	△ 30.0
平成25年度	154,174	△ 30.6
平成26年度	100,905	△ 34.6
平成27年度	67,762	△ 32.8
平成28年度	57,529	△ 15.1
平成29年度	29,646	△ 48.5
平成30年度	901	△ 97.0
令和元年度	179	△ 80.1
令和2年度	452,291	－
令和3年度	449,169	△ 0.7

(注1) 各年度の数値は年度合計値である。

(注2) 平成29年度実績には、地域延長給付の実績を含む。

(注3) 令和2年度の実績には、雇用保険臨時特例法（令和2年6月12日施行）に基づく特例延長給付の実績を含む。

(注4) 令和2年度の前年度比、前年同月比は、特例延長給付の施行に伴い対象者の範囲が異なり、単純に比較できないため「－」としている。

(参考) 令和3年度総支給額 132,662,304千円

※業務統計値

【月別】

(単位：人、%)

	初回受給者数		受給者実人員	
		前年比		前年比
令和2年4月	24	△ 14.3	42	△ 55.3
5月	12	△ 25.0	41	△ 46.1
6月	10,714	－	10,748	－
7月	47,850	－	58,060	－
8月	58,093	－	113,369	－
9月	64,472	－	158,160	－
10月	65,359	－	172,393	－
11月	44,656	－	151,766	－
12月	37,696	－	134,448	－
令和3年1月	46,337	－	126,188	－
2月	36,090	－	110,277	－
3月	40,988	－	115,318	－
4月	36,840	－	103,929	－
5月	31,214	－	90,671	－
6月	35,720	－	98,157	－
7月	35,281	△ 26.3	95,603	64.7
8月	42,650	△ 26.6	104,798	△ 7.6
9月	49,077	△ 23.9	118,704	△ 24.9
10月	47,553	△ 27.2	127,186	△ 26.2
11月	43,742	△ 2.0	127,547	△ 16.0
12月	37,882	0.5	118,734	△ 11.7
令和4年1月	38,721	△ 16.4	114,265	△ 9.4
2月	26,749	△ 25.9	94,449	△ 14.4
3月	23,740	△ 42.1	82,807	△ 28.2

(注) 令和3年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

再就職手当及び就業促進定着手当の概要

再就職手当の概要

受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合には、支給残日数の60%に基本手当日額（※）を乗じた額の一時金が支給される。

支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合には、支給残日数の70%に基本手当日額を乗じた一時金が支給される。

※基本手当日額6,120円（60～64歳は4,950円）を上限とする。（注）令和3年8月以降適用

就業促進定着手当の概要

基本手当受給者で早期再就職し、再就職後6か月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6か月分を支給。

【支給要件】

次の全てに該当する場合に就業促進定着手当を支給。

- （1）再就職手当の支給を受けていること
- （2）再就職の日から、同じ事業主に6か月以上雇用保険の被保険者として雇用されていること
- （3）再就職後6か月間の賃金日額に相当する額（※）が、離職前の賃金日額を下回ること

※ 職業に就いた日から6か月間に支払われた賃金を法第17条（賃金日額）に規定する賃金とみなして算定される日額

【支給金額】

（離職前の賃金日額－再就職後の賃金日額に相当する額）×再就職後6か月賃金の支払基礎となった日数

※基本手当支給残日数の40%相当額（再就職手当として支給残日数の70%が支給された場合は、30%相当額）を上限とする。

再就職手当及び就業促進定着手当に係る主な制度変遷

		平成12年 改正以前	平成12年改正 (平成13年4月施行)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成21年改正 (同年4月施行)	平成23年改正 (同年8月施行)	平成26年改正 (同年4月施行)	平成28年改正 (平成29年1月施行)
給付額	再就職手当	所定給付日数の区分及び支給残日数の区分に応じて支給 ※支給残日数が所定給付日数の1/3以上かつ45日以上必要	支給残日数の1/3分 ※省令で規定	支給残日数の30%分	所定給付日数1/3以上： 支給残日数の40% 所定給付日数2/3以上： 支給残日数の50% ※「支給残日数が45日以上」は要件として撤廃（平成23年度末まで）	所定給付日数1/3以上： 支給残日数の50% 所定給付日数2/3以上： 支給残日数の60% →※恒久化	→	所定給付日数1/3以上： 支給残日数の60% 所定給付日数2/3以上： 支給残日数の70%
	就業促進定着手当	—	—	—	—	—	再就職手当受給者であって、6月間職場に定着した場合、離職前賃金からの低下分（6月分）を追加支給 ※再就職手当の支給残日数の40%分を上限	→ ※所定給付日数1/3以上で再就職した場合、支給残日数の40%分を、所定給付日数2/3以上で再就職した場合、支給残日数の30%分を上限

再就職手当の支給状況

【再就職手当・年度別】

	受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成23年度	359,848	2.0	101,619,063	12.0
平成24年度	387,438	7.7	120,614,333	18.7
平成25年度	395,401	2.1	121,894,795	1.1
平成26年度	384,596	△2.7	117,107,382	△3.9
平成27年度	405,715	5.5	125,155,326	6.9
平成28年度	404,977	△0.2	127,695,727	2.0
平成29年度	409,886	1.2	150,402,588	17.8
平成30年度	406,257	1.6	158,847,572	5.6
令和元年度	424,512	2.0	166,181,645	4.6
令和2年度	393,121	△7.4	159,651,325	△3.9
令和3年度	356,194	△9.4	143,315,558	△10.2

(注1) 各年度の数値は年度合計値である。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

【再就職手当・月別】

(単位：人、%、千円)

	受給者数		支給金額	
		前年比		前年比
令和2年4月	27,776	△8.2	11,193,864	△5.7
5月	31,800	△19.2	12,676,175	△17.2
6月	31,794	△17.3	13,099,640	△12.3
7月	36,061	△21.6	14,644,005	△17.6
8月	36,291	△4.3	14,675,257	△0.7
9月	35,097	8.6	14,102,159	11.6
10月	40,496	2.2	16,269,448	5.3
11月	35,749	△5.7	14,496,423	△2.0
12月	36,731	1.4	15,077,060	6.0
令和3年1月	26,100	△7.3	10,710,257	△3.1
2月	23,720	△9.6	9,701,508	△7.1
3月	31,506	△1.7	13,005,529	0.8
4月	27,790	0.1	11,454,904	2.3
5月	34,365	8.1	14,064,952	11.0
6月	36,746	15.6	15,162,975	15.8
7月	32,963	△8.6	13,453,600	△8.1
8月	30,893	△14.9	12,464,862	△15.1
9月	27,496	△21.7	10,881,302	△22.8
10月	31,065	△23.3	12,245,973	△24.7
11月	30,920	△13.5	12,270,482	△15.4
12月	30,266	△17.6	12,074,767	△19.9
令和4年1月	23,773	△8.9	9,406,024	△12.2
2月	22,326	△5.9	8,820,118	△9.1
3月	27,591	△12.4	11,015,601	△15.3

(注)令和3年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

就業促進定着手当の支給状況

【年度別】

(単位：人、%、千円)

	受給者数	支給金額		
		前年度比	前年度比	前年度比
平成26年度	61,341	—	11,211,074	—
平成27年度	142,346	132.1	25,900,007	131.0
平成28年度	122,725	△13.8	23,420,985	△9.6
平成29年度	107,014	△12.8	18,254,270	△22.1
平成30年度	107,378	0.3	17,576,280	△3.7
令和元年度	112,017	4.3	18,850,775	7.3
令和2年度	112,913	0.8	19,581,649	3.9
令和3年度	104,450	△7.5	18,556,003	△5.2

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)就業定着促進手当は平成26年10月以降支給開始している。

【月別】

(単位：人、%、千円)

	受給者数	支給金額		
		前年比	前年比	前年比
令和2年4月	8,222	4.0	1,428,728	7.9
5月	9,944	△2.3	1,715,117	0.4
6月	10,159	7.3	1,748,583	11.5
7月	8,744	△4.5	1,510,293	0.7
8月	7,681	6.4	1,335,102	9.8
9月	7,612	14.1	1,346,545	19.6
10月	10,159	7.8	1,782,802	12.0
11月	10,214	△4.1	1,771,752	△1.4
12月	9,525	△3.4	1,642,489	△0.8
令和3年1月	8,705	△15.3	1,505,089	△13.7
2月	10,015	△2.9	1,733,883	△0.5
3月	11,933	9.7	2,061,265	9.7
4月	8,605	4.7	1,483,219	3.8
5月	10,086	1.4	1,767,913	3.1
6月	10,072	△0.9	1,762,943	0.8
7月	7,805	△10.7	1,382,756	△8.4
8月	6,997	△8.9	1,250,898	△6.3
9月	6,947	△8.7	1,243,807	△7.6
10月	8,672	△14.6	1,548,022	△13.2
11月	9,974	△2.3	1,794,757	1.3
12月	9,441	△0.9	1,688,881	2.8
令和4年1月	8,873	1.9	1,614,498	7.3
2月	8,272	△17.4	1,482,808	△14.5
3月	8,706	△27.0	1,535,500	△25.5

(注)令和3年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

受給者の再就職状況

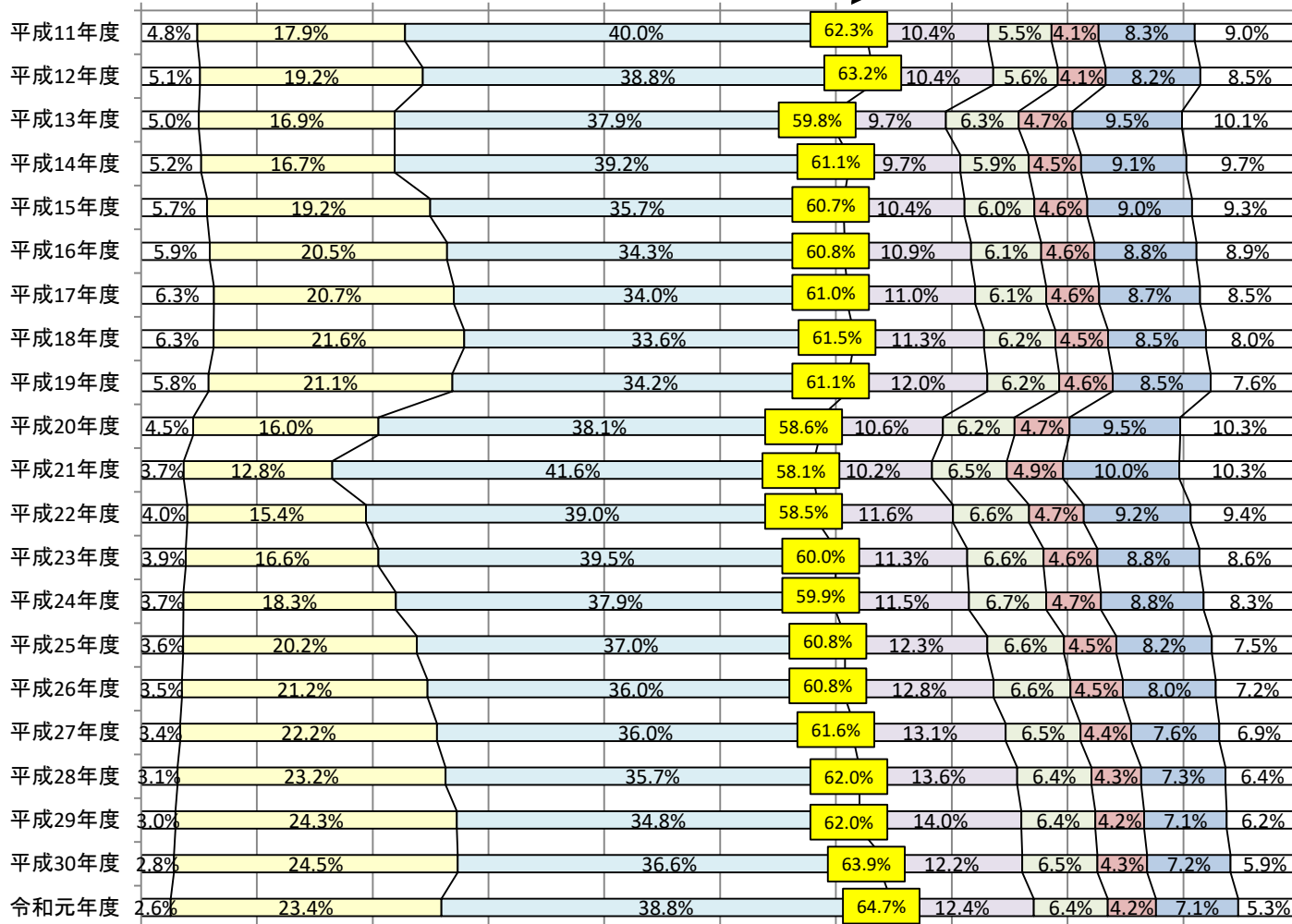
基本手当受給者の再就職状況H11～R元年度

□ 待期間中 □ 給付制限中 □ 受給中 □ 1ヶ月以内 □ 2ヶ月以内 □ 3ヶ月以内 □ 6ヶ月以内 □ 1年以内

支給終了までに就職した者の割合

完全失業率
個別延長給付受給者数(万人)

主な制度改正
(青: 縮小方向
赤: 拡充方向)



H12
・所定給付日数の見直し(倒産・解雇等による離職者に重点化など)

H15
・日額下限及び所定給付日数の見直し(短時間労働者との一本化)
・高所得層の給付率の見直し(再就職時賃金との逆転解消のため、60⇒50%)

H21
・雇止め等による離職者に係る所定給付日数の特例創設(～R6)
・就職困難者等の延長給付創設(～H29)

H23
・東日本大震災の延長給付創設

H29
・日額下限の見直し(最低賃金と比較する仕組みの導入)
・所定給付日数の拡充(就職率が低い層の日数拡充)
・個別延長給付の整理(災害延長給付等の創設、地域延長給付(～R6))

(注1) 平成11～令和元年度の各年度に受給資格決定をした者について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。(注2) 平成21年度以降は個別延長給付を支給している。

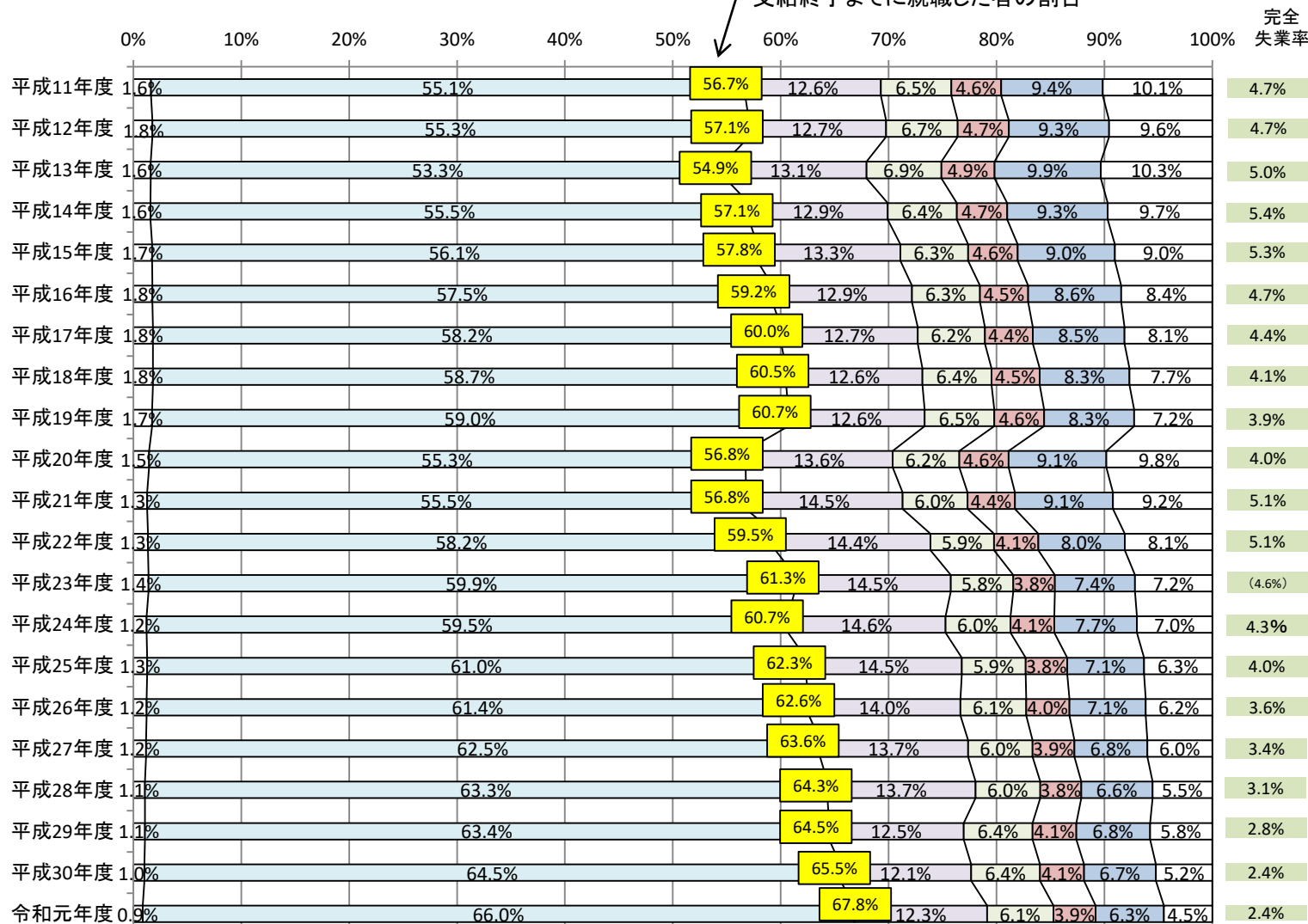
(注3) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。(注4) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

(注5) 完全失業率は、労働力調査(総務省)より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。(注6) 令和元年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

特定受給資格者の再就職状況H11～R元年度

□待期間中 □受給中 □1ヶ月以内 □2ヶ月以内 □3ヶ月以内 □6ヶ月以内 □1年以内

支給終了までに就職した者の割合



主な制度改正

個別延長給付(青:縮小方向
受給者数 赤:拡充方向)
(万人)

H12
・所定給付日数の見直し(倒産・解雇等による離職者に重点化など)

H15
・日額下限及び所定給付日数の見直し(短時間労働者との一本化)
・高所得層の給付率の見直し(再就職時賃金との逆転解消のため、60⇒50%)

H21
・雇止め等による離職者に係る所定給付日数の特例創設(～R6)
・就職困難者等の延長給付創設(～H29)

H23
・東日本大震災の延長給付創設

H29
・日額下限の見直し(最低賃金と比較する仕組みの導入)
・所定給付日数の拡充(就職率が低い層の日数拡充)
・個別延長給付の整理(災害延長給付等の創設、地域延長給付(～R6))

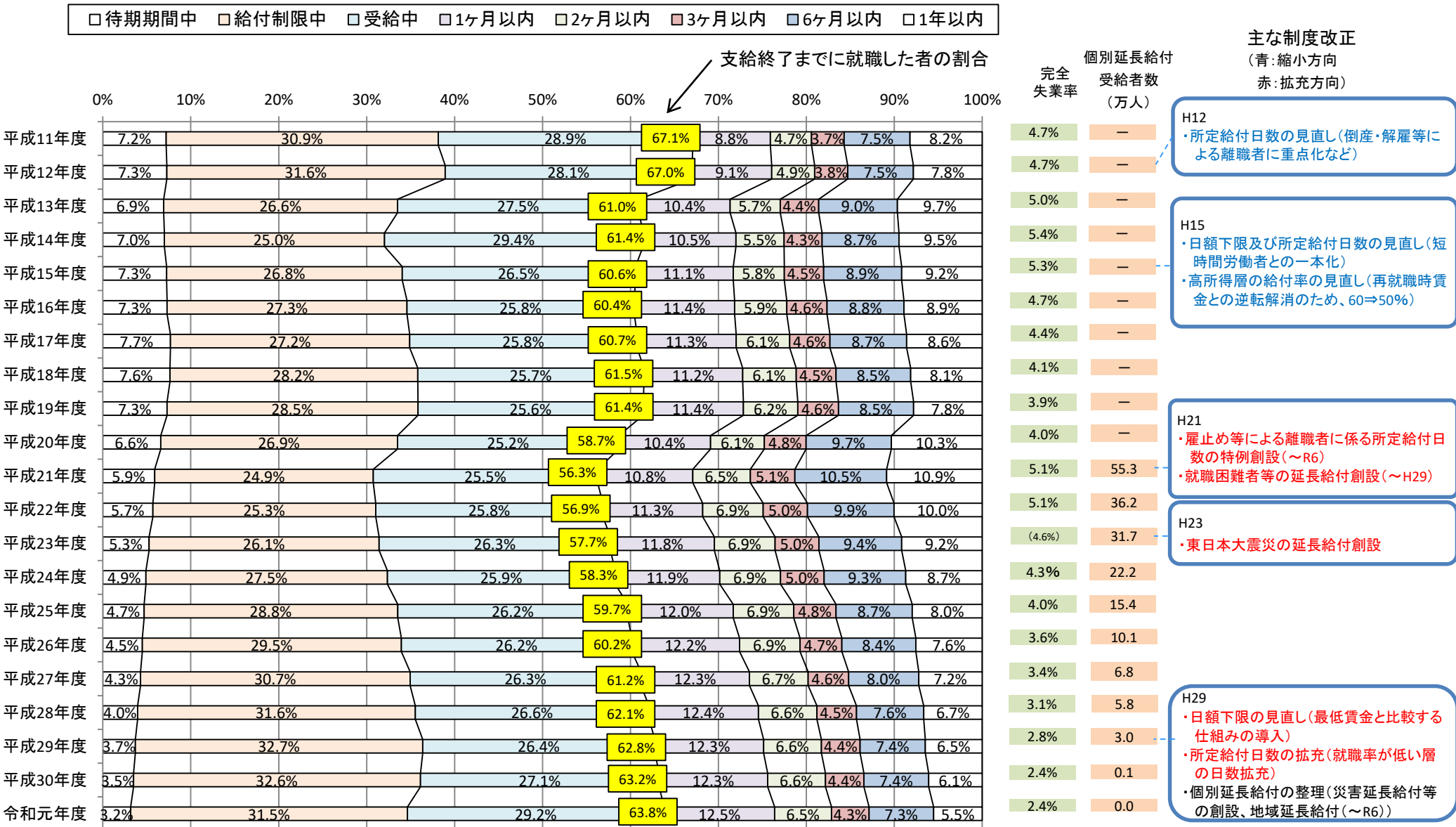
(注1)平成11～令和元年度の各年度に受給資格決定をした者について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2)特定受給資格者については、平成21年度以降は特定理由離職者(暫定措置の対象者に限る)を含んでいる。(注3)平成21年度以降は個別延長給付を支給している。

(注4)就職者を100とした場合の各期間の就職割合。(注5)支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

(注6)完全失業率は、労働力調査(総務省)より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。(注7)令和元年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

特定受給資格者以外の再就職状況H11～R元年度



(注1) 平成11～令和元年度の各年度に受給資格決定をした者について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。(注2) 平成21年度以降は個別延長給付を支給している。

(注3) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。(注4) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

(注5) 完全失業率は、労働力調査(総務省)より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。(注6) 令和元年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

(参考) 雇用保険受給者等の就職の実態 ―雇用保険受給資格者実態調査―

(平成29年3月 独立行政法人労働政策研究・研修機構 調査シリーズNo. 168)

研究の方法

調査の実施方法：

ハローワークから平成25年度の雇用保険受給資格取得者へ調査票を送付する形での郵送調査

調査の対象者：

2013(平成25)年度に各ハローワークにおいて雇用保険(失業給付基本手当)の受給資格決定を受けた者(全国で約10,000人)。対象者はハローワークにおいて任意に抽出。

なお、2013(平成25)年度の雇用保険(失業給付基本手当)の受給資格決定件数は1,665,847件であるので、そのうちの約0.6%が今回の調査の調査対象となっている。

調査の実施期間：

2016(平成28)年8月19日～9月2日

回収状況等：

発送数は約10,000人、有効回答数は2,304人(有効回答率：約23.0%)

主な事実発見

1. 基本的な再就職状況

全体では雇用保険(失業給付基本手当)の受給期間中に再就職先が見つかった人は4割程度であり、男女で差はあまり見られなかった。一方、受給期間終了後1年以上経過した調査時現在においても再就職先が見つからない人が4人に1人程度いた(図表1)。

図表1 受給期間中、および受給終了後の再就職状況(いずれも択一回答)

	該当者数	受給期間中に再就職先「見つかった」	受給期間中に再就職先「見つからなかった」	うち、受給終了後に再就職先が……			受給期間中の状況に無回答
				「見つかった」	「見つからなかった」	無回答	
総計	2304	41.4%	56.1%	50.1%	43.0%	6.9%	2.5%
35歳未満	417	48.4%	49.2%	59.1%	35.3%	5.6%	2.4%
35～49歳	753	49.2%	49.5%	60.3%	32.8%	6.9%	2.3%
50～59歳	517	45.1%	52.2%	58.1%	33.8%	8.1%	2.7%
60歳以上	607	24.7%	72.8%	32.8%	60.6%	6.6%	2.5%

注：受給終了後の状況については、受給期間中に就職先が「見つからなかった」人全体を100%とした時の比率を表す。

2. 受給期間中に再就職が見つからなかった理由(受給期間終了後に再就職した人のみ)

受給期間終了後、調査時点までに再就職先が見つかった人に、受給期間中に再就職先が見つからなかった理由を尋ねた結果、該当者数が限定的ではあるものの、概ね「雇用保険の受給終了までの就職にこだわらず、自分に合う仕事をじっくり探したかったため」が4割前後を占め最も多く、次いで「熱心に求職活動を行っていたが、就職に結びつかなかったため」が2～3割程度で多かった(図表2)。

図表2 受給期間中に再就職先が見つからなかった理由

(択一回答；受給終了後に再就職先が見つかった人のみ)

	該当者数	熱心に求職活動を行っていたが（月1回以上）の求人面接への応募）、就職に結びつかなかったため	雇用保険の受給終了までの就職にこだわらず、自分に合う仕事をじっくり探したかったため	妊娠・出産・育児のため	結婚のため	介護のため	就職する上で困難な病気・けががあったため	年金を受給できる状況であったため	貯蓄があったり、他の家族などの収入があったために、急いで就職する必要がなかったため	就学準備や職業訓練のため	その他	無回答
総計	677	27.0%	40.5%	1.9%	0.6%	2.8%	2.4%	1.5%	6.1%	8.1%	4.9%	4.3%
35歳未満	127	26.8%	39.4%	3.9%	3.1%	0.0%	0.8%	0.0%	8.7%	12.6%	1.6%	3.1%
35～49歳	235	26.0%	41.7%	3.4%	0.0%	1.3%	3.0%	0.0%	3.4%	11.1%	4.7%	5.5%
50～59歳	165	32.7%	40.0%	0.0%	0.0%	4.8%	3.0%	0.0%	4.2%	4.8%	6.7%	3.6%
60歳以上	150	22.7%	40.0%	0.0%	0.0%	5.3%	2.0%	6.7%	10.0%	3.3%	6.0%	4.0%

3. 現在週20時間以上の雇用労働をしていない理由(該当者のみ)

現在、週20時間以上の雇用労働をしていない人に理由を尋ねたところ、男性では「熱心な求職活動をするも実らず」という人が若年層で53.3%、中年層でも32.1%と多い一方、女性の場合は「妊娠・出産・育児のため」が若年層で64.1%、中年層でも40.5%と大きな比率を占めていた。また、60歳以上の高齢層では「年金受給」や「貯蓄や家族への依存」も高かった。

4. 現在の具体的な生計維持手段(現在週20時間以上の雇用労働をしていない人のみ)

上記3の回答者に、現在の具体的な生計維持手段を尋ねたところ、60歳以上層では「年金受給」が非常に多かったが、男性若年層、および女性の60歳未満の層では「配偶者や親に依存」の比率が高かった。これに対して男性の中年層では「アルバイト等」が、50代では「蓄えがあり当面生活可能」が多くなっている。

5. 今後の就職活動への意識(現在週20時間以上の雇用労働をしていない人のみ)

同じく上記(3)の回答者に、今後の就職活動への意識を尋ねたところ、男性の若年層・中年層では「1日でも早く」と考えている人が最も多く、逆に女性の若年層、中年層では「(子育てなど過程の事情や、病気・通学などの個人的な事情のために)当面予定はないが、就職できる状況になれば求職活動を行う」が最も多かった。また男女ともに50代や高齢層では、回答が大きく分散していた。

6. 自己都合で離職した若年層の状況

上記の(1)～(5)の結果を含め、本調査では全般にわたって男女間の様々な違いが見られたが、自己都合で離職した若年層を「男性」「無配偶女性」「有配偶女性」に分けて回答状況を確認してみると、無配偶女性に関しては離職の理由、再就職への切迫感、正社員志向等において同年代の男性に準じる高い水準であり、最終的な再就職率についても男性若年層と同水準であった(図表3)。

図表3 自己都合により離職した若年層回答者の再就職状況(いずれも択一回答)

	該当者数	受給期間中に再就職先「見つかった」	受給期間中に再就職先「見つからなかった」	うち、受給終了後に再就職先が……			受給期間中の状況に無回答
				「見つかった」	「見つからなかった」	無回答	
男性若年層	82	58.5%	39.0%	64.7%	29.4%	5.9%	2.4%
女性若年層合計	143	44.1%	55.2%	52.5%	46.3%	1.3%	0.7%
無配偶女性若年層	51	60.8%	37.3%	80.0%	15.0%	5.0%	2.0%
有配偶女性若年層	92	34.8%	65.2%	43.3%	56.7%	0.0%	0.0%

注：受給終了後の状況については、受給期間中に就職先が「見つからなかった」人全体を100%とした時の比率を表す。

以上から、当初の調査の趣旨であった「再就職できない理由及び生活の実態を調査する」という点について、「男性若年層では熱心に活動しても見つからず、その間、家族などに頼っている人が多いこと」、「男性中年層ではもはや親には頼れずアルバイト等をしながら生活していること」、「女性や高齢者においては「再就職できない」というより貯蓄の存在や家庭の事情等から「再就職しない」人が多いこと」などが明らかとなった。

さらに、本調査シリーズでは関連するトピックとして、第3章第2節にて求職活動結果に関する満足度の規定要因を、また第4章では特に留保賃金に焦点を当て、その決定のメカニズムや求職期間との関係性、再就職確率や再就職時の賃金への影響を吟味した。

第3章の求職活動結果に関する満足度については、男性若年層では業種転換が、中年層・高齢層では希望就業形態の実現が満足度を高めることが示唆された。また男性50代・高齢層では再就職までの所要月数が長くなるほど不満が高まる傾向も見られている。さらに女性35歳未満層では再就職への切迫度が高かったり、再就職までの所要月数が長かったりすることで不満が高まる一方で、女性中年層では就業形態に関する希望の実現が満足度を高め、職種転換は満足度を下げることとも示唆された。加えて、50代では「早く再就職したいのに、再就職まで時間がかかること」の複合によって不満が高まることなどが示されている。

第4章の留保賃金については、年齢、性別、転職経験、勤続年数、離職前の企業規模、就業形態、職種、業種、雇用期間、勤務形態、賃金、および離職理由がそれぞれ正負の規定要因であることが示唆された。また、求職活動が長引くほど留保賃金は低下すること、留保賃金を変化させる人は、他の労働条件の希望も変化させることが多いことも示されている。さらに、求職開始時に留保賃金が高い人は再就職先が見つかる確率が高くなり、求職活動中に留保賃金を上げる人は再就職先が見つかる確率が下がることや、再就職時の賃金水準は、他の諸要因と並び、再就職直前・基本手当受給終了直前の留保賃金額により正の影響を受けることなども示されている。

(注)独立行政法人労働政策研究・研修機構 HPに掲載の概要を記載した。

政策的インプリケーション

以上の発展的分析から導かれる政策的インプリケーションとして、まず就職活動結果への満足度の分析からは、「本人が満足できる、質の高い再就職を促すためには、性別・年齢に応じたサポートが重要である」ということが言える。具体的には、「自己都合離職者が多い男性若年層では、業種を転換しての再就職をサポートすること」、「男女とも中年層では、希望する就業形態の実現をサポートすること」、「その他の層では、所要月数を減らすためのサポートをすること」、などが有効と考えられる。

一方、留保賃金の分析からは、「希望条件について柔軟な考え方を持つことが再就職確率を高める上で重要である」ということが言える。具体的には、「希望する給与や業種等の労働条件に関する柔軟な考え方は、たとえそれが自分の都合ではなく現実を踏まえた仕方なくの変更であっても、再就職の実現に寄与する」ことが示唆されている。

上記の2つの政策的インプリケーションは、それぞれ再就職の量と質の促進要因に着目したものだが、特に希望条件という観点から両者を総合すると、「再就職確率を高めるためには、給与や業種等、柔軟な希望条件の変更を促すべきである。しかし、より満足度の高い再就職を促進するためには、中年層の希望就業形態等、可能な限り維持すべき条件もある。」ということになるだろう。希望条件をめぐって、再就職確率と本人の再就職後の満足度はある程度はトレードオフの関係とならざるを得ないが、その中でも特にいかなる要因に注目すべきかが、今回の分析で見えてきたものと考えられる。

早期再就職者の推移

【年度別】

(単位：人、%、千円)

	① 受給資格 決定件数	② 早期再就職者数 (再就職手当／ 早期再就職支援金 (H15～18) 受給者数)	うち2／3以上	③ 早期再就職 者の割合 (②÷①×100)
平成11年度	2,500,056	395,697	—	15.8
平成12年度	2,493,475	402,859	—	16.2
平成13年度	2,718,301	393,599	—	14.5
平成14年度	2,631,398	382,798	222,271	14.5
平成15年度	2,334,467	372,455 (90,615 (注2))	(8,803 (注2))	16.0
平成16年度	2,152,030	357,494 (65,619 (注2))	—	16.6
平成17年度	2,088,236	354,746 (319,361 (注2))	(256,422 (注2))	17.0
平成18年度	1,987,274	366,634 (366,633 (注2))	(300,885 (注2))	18.4
平成19年度	1,895,008	364,631	300,356	19.2
平成20年度	2,200,007	347,288	282,332	15.8
平成21年度	2,265,042	390,903	279,704	17.3
平成22年度	1,902,110	352,861	259,942	-- 18.6
平成23年度	1,931,711	359,848	270,148	18.6
平成24年度	1,831,443	387,438	296,107	21.2
平成25年度	1,665,847	395,401	301,482	23.7
平成26年度	1,564,722	384,596	299,603	24.6
平成27年度	1,491,060	405,715	319,908	27.2
平成28年度	1,407,765	404,977	320,553	28.8
平成29年度	1,345,481	409,886	328,173	30.5
平成30年度	1,336,476	406,257	332,957	31.1
令和元年度	1,347,004	424,512	334,940	--- 31.5
令和2年度	1,513,612	393,121	297,906	26.0
令和3年度	1,321,662	356,194	263,959	27.0

主な制度改正
(青:縮小方向
赤:拡充方向)

H12
・残日数に応じた日数分
⇒残日数の1/3

H15
・残日数の1/3⇒30%
・上限額見直し

H21
・残日数の
30%⇒40or50%

H23
・残日数の
40or50%⇒50or60%

H28
・残日数の
50or60%⇒60or70%

(注1) 各年度の数値は年度合計値である。 (注2) カッコ内は再就職手当のみの受給者数。

(注3) 令和3年度計の数値は、速報値であり変動があり得る。

所定給付日数別再就職状況(令和元年度・特定受給資格者)

【所定給付日数】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満	90日	120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

【就職率】 特定受給資格者全体の就職率 62.3%

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	計
30歳未満	53.6%	53.3%	64.4%	83.1%	—	55.9%
30歳以上 35歳未満	43.2%	54.5%	58.6%	67.4%	—	63.0%
35歳以上 45歳未満	39.9%	68.0%	65.4%	73.8%	80.9%	69.7%
45歳以上 60歳未満	39.8%	60.6%	72.7%	76.8%	80.4%	69.2%
60歳以上 65歳未満	43.3%	62.2%	70.5%	71.4%	73.0%	68.1%

(注1) 令和元年度に受給資格決定をした特定受給資格者(就職困難者除く)について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2) 特定受給資格者には特定理由離職者(暫定措置の対象者に限る)を含んでいる。

(注3) 就職率について、就職者を100とした場合の支給終了(個別延長給付を含む)までに就職した割合である。

所定給付日数別再就職状況(令和元年度・特定以外受給資格者)

【所定給付日数】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	—	90日	90日	120日	—
30歳以上 35歳未満	—	90日	90日	120日	150日
35歳以上 45歳未満	—	90日	90日	120日	150日
45歳以上 60歳未満	—	90日	90日	120日	150日
60歳以上 65歳未満	—	90日	90日	120日	150日

【就職率】特定受給資格者以外全体の就職率 61.6%

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	計
30歳未満	—	65.4%	64.3%	69.1%	—	65.1%
30歳以上 35歳未満	—	56.7%	61.5%	66.0%	—	60.4%
35歳以上 45歳未満	—	56.6%	63.0%	67.3%	70.5%	61.9%
45歳以上 60歳未満	—	55.7%	61.9%	64.3%	64.6%	60.4%
60歳以上 65歳未満	—	55.9%	59.5%	57.7%	52.6%	55.3%

(注1) 令和元年度に受給資格決定をした特定受給資格者以外の者(就職困難者除く)について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2) 就職率は就職者を100とした場合の所定給付日数支給終了までに就職した割合である。

(参考)所定給付日数別再就職状況(平成29年度・特定受給資格者)

【所定給付日数】

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満	90日	90日(※1)／ 120日(※2)	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満	90日	90日(※1)／ 150日(※2)	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

※1 平成29年3月31日以前に離職した者の所定給付日数

※2 平成29年4月1日以後に離職した者の所定給付日数

【就職率】 特定受給資格者全体の就職率 59.8%

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	計
30歳未満	46.2%	51.2%	60.4%	71.5%	—	52.4%
30歳以上 35歳未満	43.2%	49.0%(※3)／ 58.6%(※4)	58.6%	67.4%	—	61.4%
35歳以上 45歳未満	39.9%	48.4%(※3)／ 60.3%(※4)	65.4%	73.8%	80.9%	63.0%
45歳以上 60歳未満	39.4%	56.8%	67.6%	69.2%	74.8%	63.5%
60歳以上 65歳未満	45.5%	58.3%	63.8%	61.1%	65.1%	61.2%

(注1)平成29年度に受給資格決定をした特定受給資格者(就職困難者除く)について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2)特定受給資格者には特定理由離職者(暫定措置の対象者に限る)を含んでいる。

(注3)就職率について、就職者を100とした場合の支給終了(個別延長給付を含む)までに就職した割合である。

※3 平成29年3月31日以前に離職した者の就職率

※4平成29年4月1日以後に離職した者の就職率

(参考)所定給付日数別再就職状況(平成29年度・特定以外受給資格者)

【所定給付日数】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	—	90日	90日	120日	—
30歳以上 35歳未満	—	90日	90日	120日	150日
35歳以上 45歳未満	—	90日	90日	120日	150日
45歳以上 60歳未満	—	90日	90日	120日	150日
60歳以上 65歳未満	—	90日	90日	120日	150日

【就職率】特定受給資格者以外全体の就職率 58.0%

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	計
30歳未満	—	63.5%	60.5%	61.8%	—	62.8%
30歳以上 35歳未満	—	52.6%	57.8%	61.0%	—	56.0%
35歳以上 45歳未満	—	53.5%	59.1%	63.2%	67.1%	58.0%
45歳以上 60歳未満	—	53.0%	58.4%	60.5%	59.3%	56.7%
60歳以上 65歳未満	—	53.0%	53.4%	52.0%	46.8%	50.2%

(注1)平成29年度に受給資格決定をした特定受給資格者以外の者(就職困難者除く)について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2)就職率は就職者を100とした場合の所定給付日数支給終了までに就職した割合である。

効果的・効率的な支援に向けたデジタル技術の活用状況

ハローワークインターネットサービスの機能

【求人者向けサービス】

- ・オンラインでの求人申込み
- ・HWISへの求人票の掲載
- ・オンラインでの職業紹介(求人者が希望する場合には、求職者からの直接応募の受け付けが可能)
- ・応募書類の受付、求職者とのメッセージ 等

【求職者向けサービス】

- ・オンラインでの求職申込み
- ・全国のハローワークの求人の検索
- ・オンラインでの職業紹介(一部の求人は、直接の応募が可能)
- ・応募書類の送信、求人者とのメッセージ 等

ハローワークインターネットサービス(HWIS)

The image shows two screenshots of the HWIS website. The top screenshot is the 'HWIS TOP画面' (HWIS TOP page), which has a blue header with the 'Hello Work Internet Service' logo and navigation tabs for '求人者の方' (For Job Seekers) and '求職者の方' (For Job Applicants). The bottom screenshot shows a detailed job listing page with fields for '求人区分' (Job Category), '募集人数' (Number of Applicants), '仕事の内容' (Job Description), '雇用形態' (Employment Type), and '求職者へのメッセージ' (Message to Job Applicants).

(HWISトップ画面)



求人者

求人申込

リクエスト



(公開求職データ)



求職者

求職申込

応募

(求人情報)

ハローワークサービスのオンライン化について

ハローワークの就職支援サービスを、より気軽に活用いただけるよう、「ハローワークインターネットサービス」の機能強化や各種サービスのオンライン化を進めています。（※令和2年1月～順次機能拡充中）

ハローワークインターネットサービスの主な機能拡充

- オンラインでの求職申込み、求人申込み（R2.1～）、求職者へ求人の個別送付機能（R2.1～）
 - 全国のハローワーク求人の検索機能（お気に入り保存等、R2.1～）、求職者情報の検索（希望者のみ、R2.1～）
 - オンラインでのハローワークの職業紹介（R3.9～）、求職者から求人者への直接応募（希望企業のみ、R3.9～）
 - 求人者から求職者への直接リクエスト（R4.3～）等
- ・オンラインによる求人申込：39.5%（R3年度）
・オンラインにより求職活動をしている者：25.5%（R4.3）

＜オンラインで申込みからマッチングまで完結＞

オンライン求人登録



求人企業

HelloWork Internet Service
ハローワークインターネットサービス

オンライン求職登録



求職者

HelloWork Internet Service
ハローワークインターネットサービス

オンライン求人申込

ハローワークへ出向かずに
求人が提出できます

応募書類の受付、 求職者とのやりとり

面接日の調整、
採否の連絡など



求職者情報の検索、 直接リクエスト

仕事を探している方(希望した
方のみ)の検索ができます

ハローワークがマッチングを
お手伝い



紹介状

マッチング
成立



全国のハローワーク 求人情報の検索

お気に入り保存や応募履歴
の確認も可能です

オンライン職業相談 (一部施設のみ。順次拡大中) オンライン職業紹介

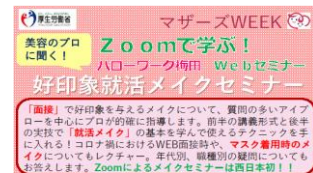


オンラインセミナー オンライン面接会・企業説明会



ハローワーク梅田の例

従来のセミナーを全てオンラインセミナーとして
実施。「感染リスクもなく有り難い」との声も



ハローワークへ出向かずに
職業相談・職業紹介※が受けられます
※一部の企業には直接応募も可能

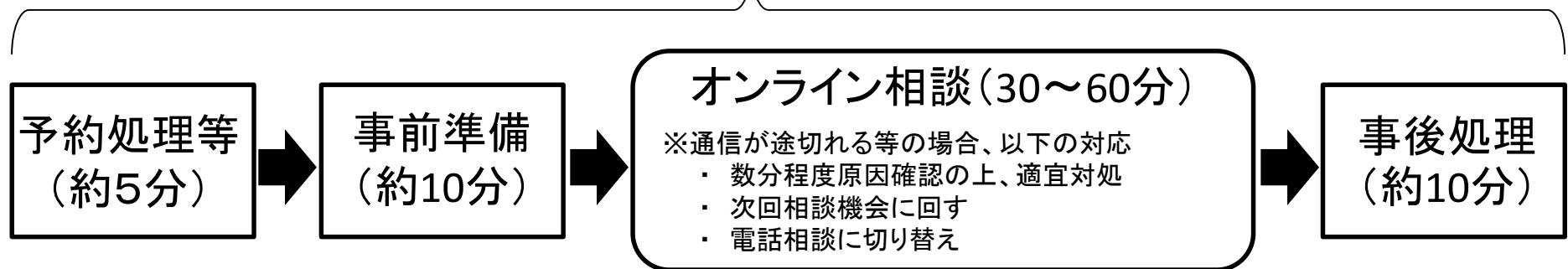


(オンライン相談の様子)

(オンライン就活メイクレッスン(令和3年5月実施))

- ハローワークにおいて、令和2年9月からオンラインでの職業相談を実施。
令和3年度実績：13,553件（全体19,445,848件）
- 主な利用者は若年者（新卒・学卒、若者）、マザーズハローワークの利用者。
- オンライン相談1件当たりの所要時間は、相談に限れば、通信が途切れる場合等も含め30分～60分であるが、事前及び事後の事務を含めたトータルの所要時間は概ね55分～85分、通信が途切れる等により、オンラインでの相談が困難な場合には電話相談や別の日程での相談に切り替えている。

相談1件当たりの所要時間（概ね55～85分）



注1) オンライン職業相談の実績が比較的多い都道府県労働局からの報告をまとめたもの。

各所要時間の報告には幅があるが、最も回答の多い時間を概数として記載。

若年者(新卒・学卒、若者)、マザーズハローワーク利用者の他、障害者や長期療養者、就職氷河期、フリーター等を含む。

注2) それぞれ、以下の業務が含まれている(下線部はオンライン職業相談特有の業務)

- | | |
|---------|--|
| 予約処理等 | : 求職者との事前の日程調整、 <u>オンライン相談用のURL送付等</u> |
| 事前準備 | : <u>機器の準備、接続確認、求職情報の確認等</u> |
| オンライン相談 | : 職業相談(<u>通信が途切れた場合の対応</u>)等 |
| 事後処理 | : <u>機器の撤収、相談記録の入力等</u> |

雇用保険手続におけるオンライン化の状況（現状及び検討中の内容）

- 事業主が行う手続は基本的に電子申請が可能であり、オンライン利用率の向上に取り組んでいる。
- これに加え、政府方針、労使団体・社会保険労務士会・労働局からの要望等を踏まえ、逐次利便性向上に向けた取組を実施。
- また、令和8年度のシステム更改に向け、全47労働局を通じた雇用保険制度全般に関するアンケート調査(R3.6月)、労働局・ハローワークを訪問しての意見交換(R3.7月～11月)等を踏まえ、雇用保険用Webサイトの構築等を検討中。 ※黄色Boxの内容

雇用保険用Webサイトを活用し、
受給資格の確認や給付額シミュレーションなどを可能とすることを検討中

資格取得届・資格喪失届・離職証明書の提出はオンライン申請可能（オンライン利用率約50%）

+ オンライン申請のエラーチェック機能の強化等を検討中

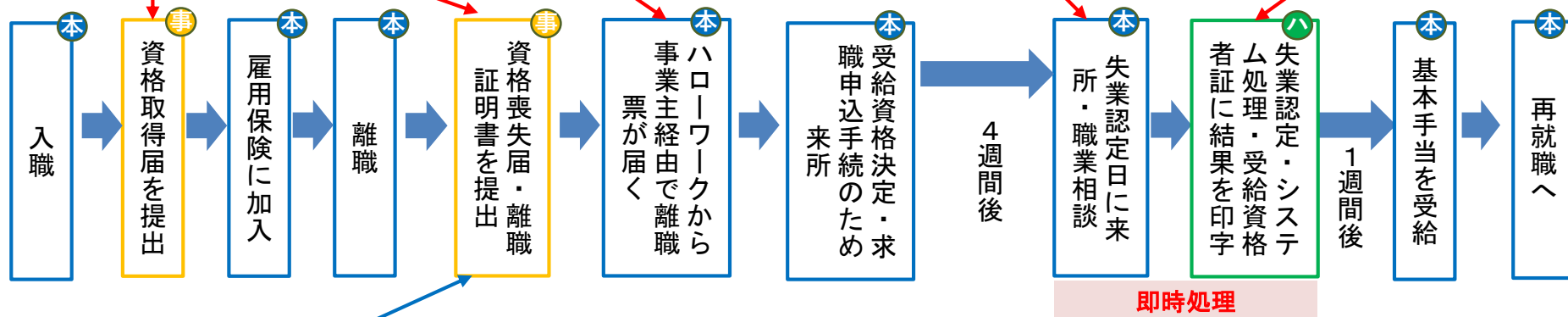
離職票の電子交付化（希望者のみ、R6年度～段階的实施予定）
⇒事業主の負担軽減、本人の受給手続までの期間短縮

従来の受給資格者証の代替としてMNカードを活用予定（R4.10月～段階的实施）
⇒MNカードの普及促進、受給者の利便性の向上

MNカード活用者への支給日数や支給額の電子通知を検討中

本：本人
事：事業主
ハ：ハローワーク

□：デジタル関係
(点線は予定事項)



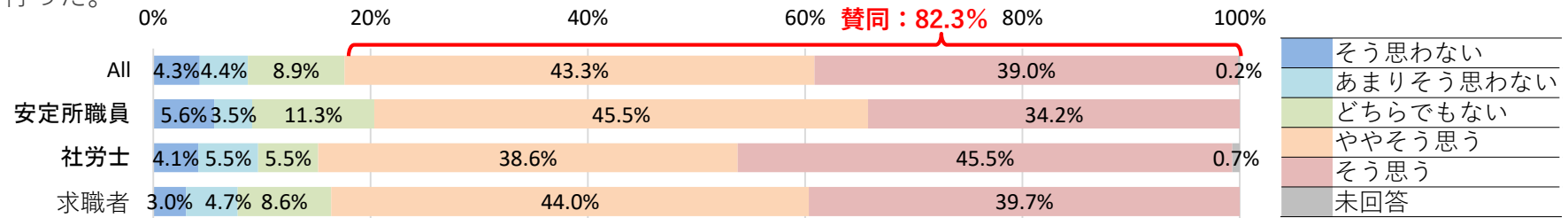
離職証明書をOCR入力可能とし電子的に処理・管理することを検討中
⇒これに伴い離職票の賃金日額計算の自動化も検討中

雇用保険用Webサイトのニーズ調査の概要

利用者の視点を取り入れるため、全国の労働局を通じて雇用保険業務全般についてのアンケートを行った。対象者の属性は職員・社労士・求職者であり、20~60代以上の608名である。その中から雇用保険用Webサイトについてのアンケート結果を以下に示す。雇用保険用Webサイトのニーズがあると感じているのは約8割である。

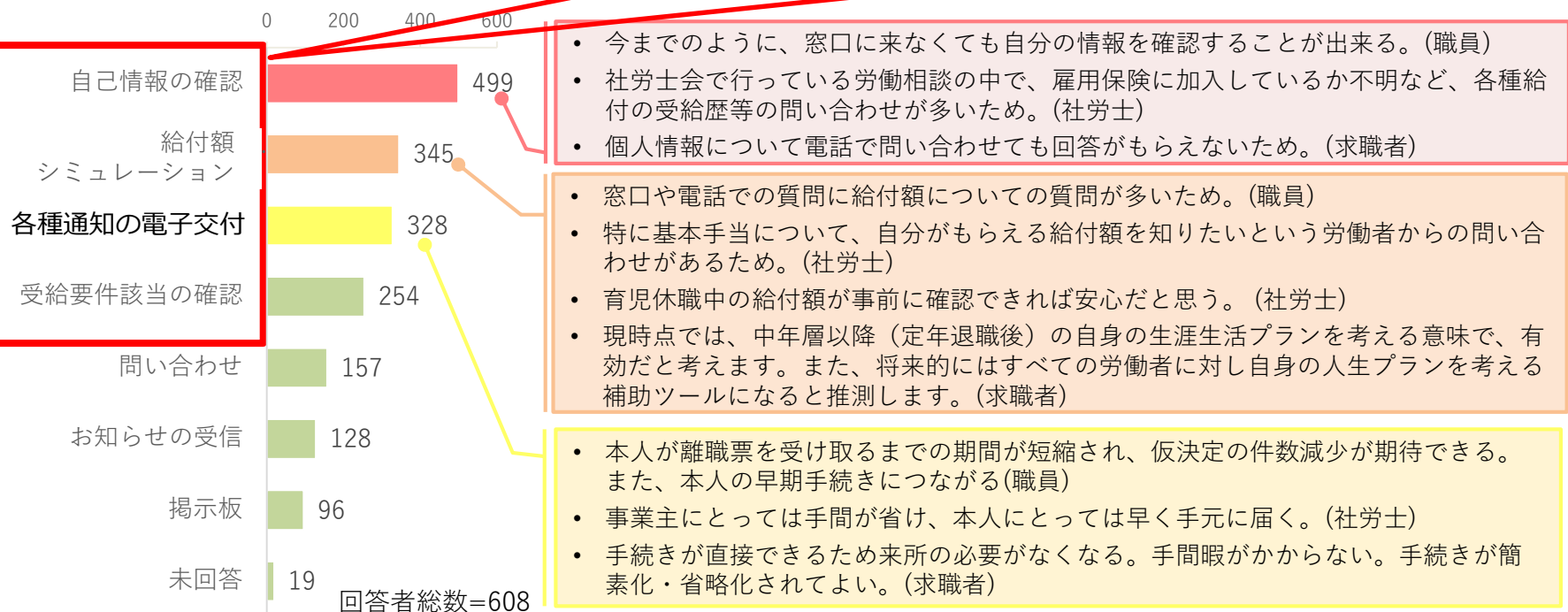
➤ 雇用保険用Webサイトのニーズ

雇用保険用Webサイトがあった場合の被保険者や雇用保険受給者のニーズについて、職員・社労士・求職者にアンケートを行った。



➤ 具備すべき機能ランキング (複数選択可能)

アンケート結果を踏まえ雇用保険用Webサイトを活用した情報発信機能の強化を検討中



(雇用保険給付関係)

● 年間認定件数等(令和2年度)

受給資格決定 : 約 151 万件

失業認定 : 約 656 万件

※ 546,729人(受給者実人員)×12 ※延長給付等含む

● 雇用保険部門の職員数

約 5,500 人(令和2年度)

※常勤職員 約 2,700 人、非常勤職員 約 2,800 人

※給付業務に従事する職員のほか、適用業務等に従事する職員も含む。

(職業相談関係)

● 年間延べ職業相談件数(令和3年度)

約 1,945 万件 (うちオンライン職業相談 約13,600件)

● 職業紹介部門の職員数

約 14,600 人 (令和3年度)

※常勤職員 約 4,500 人、非常勤職員 約 10,100 人

※職業紹介業務に従事する職員のほか、新規学卒支援業務、障害者職場定着支援業務等に従事する職員も含む。

雇用保険の受給関連手続におけるデジタル技術の活用の要請

規制改革実施計画（令和４年６月７日閣議決定）（抄）

No.15 性質上オンライン化が適当でないとされた手続の検証

b 厚生労働省は、デジタル完結・自動化原則をはじめとするデジタル原則及び諸外国における取組状況や、失業者に対する再就職支援の効果的な実施の必要性を十分に踏まえ、失業認定関連手続を含む雇用保険の受給関連手続の在り方について、デジタル技術を活用した行政サービスの見直しに知見のある者の意見も得ながら検討する場を速やかに立ち上げるとともに、客観的なデータ等に基づき、対応の方向性の検討を行い、1年を目途に結論を得る。

あわせて、市町村取次の対象者等の公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者については、上記検討の結論を待たず、速やかに負担軽減のための必要な対応を検討し、可能なものから順次措置する。

1. 概要

- 管轄ハローワークの所在地から遠隔の地に居住している基本手当の受給資格者について、失業認定を行う日に市町村役場に出頭し、市町村職員が労働の意思・能力の有無等を確認の上で、必要書類を管轄ハローワークに取り次いで、失業認定を行う仕組み。

2. 対象地域

- 通常の交通機関を利用して、管轄ハローワークへの出頭に往復6時間以上要する市町村。
市町村長が職業安定局長の承認を受けた場合に、原則として当該地域に居住するすべての受給資格者について本取扱いを行う。
(令和4年度の対象地域 : 7 労働局管内 52 市町村)

3. 対象となる地域に居住する受給資格者の手続の流れ

- ① 管轄ハローワークから事業主経由で離職票の交付を受ける
↓
- ② 管轄ハローワークに出頭し、求職申込みと併せて受給資格の確認を受ける
↓
- ③ 指定された失業認定日に、市町村役場に出頭して労働の意思・能力の確認等を受ける
↓
- ④ 市町村から管轄ハローワークに必要書類を取り次ぎ、管轄ハローワーク所長が失業の認定、支給

海外比較(日本、フランス)

失業給付の運営比較(日本、フランス)

	日本 (人口：約1億2,550万人 (2021年))	フランス (人口：約6,706万人 (2020年))
制度名	失業給付	雇用復帰支援手当 (ARE)
運営機構	公共職業安定所 (厚生労働省)	雇用センター (公共雇用サービスを遂行する国の公共機関) ※制度の立案・財政運営は全国商工業雇用連合 (Unédic)
受給要件	・ 離職前2年間に12か月以上の被保険者期間があること (倒産・解雇等で、離職を余儀なくされた受給資格者等については、離職前1年間に6か月以上必要) ・ 公共職業安定所で求職の申込みを行い、積極的な就労意思及び能力があるにも関わらず、就業できない状態であること	(1)失業保険に一定期間加入 ・ 53歳未満： 離職直前28か月間で88日 (610時間) 以上 ・ 53歳以上： 離職直前36か月間で88日 (610時間) 以上 (2)正当な理由なく自己都合退職(辞職)した者ではないこと (3)就労活動に必要な身体能力があること (4)雇用局 (Pôle emploi) に求職者として登録されていること (5)求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること (再就職活動の指針となる、「個別就職計画(PPAE : Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)」に従って行う) (6)原則として年金受給開始年齢に達していないこと
給付制限	自己都合による離職の場合は原則 2 か月間の給付制限がかかる。また、①公共職業安定所が紹介した職業に就くこと②公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること③公共職業安定所が行う職業指導を受けること、を正当な理由なくして拒否した場合については、1 か月間の給付制限がかかる。	合理的理由なく雇用センターとの面談への欠席や求人への応募の拒否等、積極的に求職活動を行わない場合には、手当支給の中断 (求職者リストからの抹消)、手当の減額等の措置をとることがある。
失業認定の仕組み	4 週間に 1 回、公共職業安定所に出頭して、失業状態にあることの認定を行う。 ※失業の認定に当たっては、原則 2 回以上の応募、職業相談などの求職活動実績が必要。	毎月 1 回、雇用センターのサイトにおいて求職活動の状況を更新。このほか、個別就職計画 (PPAE) に沿った職員との面談等を実施。その際、 ・ 初回の面談については対面での実施が優先 (ロックダウン時には遠隔) ・ 2 回目以降の面談については対面・遠隔の双方があり得る ※求職者との接触頻度やフォローアップについて、必要性に応じて対応。最も強力なサポートが必要な者には、定期的な対面での面談が必須。
拠点数 ・ 職員数 ※2016年	公共職業安定所数 : 544 職員数 : 26,363 人 (うち常勤 : 10,666 人) (失業給付受給者数: 47.6万人 (/月、2020年度平均))	雇用センター数 : 1,040 職員数 : 55,910 人 (うち常勤 : 51,033 人) (失業給付受給者数: 266.1万人 (/月、2019年平均))

議論の観点

- 生活の安定と早期再就職の促進という雇用保険制度の趣旨・目的に照らした制度の在り方
(基本手当の受給要件、延長給付、再就職手当 等)
- 保険事故としている「失業」の考え方とその確認の在り方
- 失業認定の運用の在り方(市町村取次を含む。)
- ハローワークにおけるデジタル技術を活用したサービス向上の在り方